

競泳競技 公認審判員資格規程

第1条（目 的）

この規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下、「本連盟」という）公認競技役員資格規程第2条の2「公認審判員」規程に基づき、競泳競技公認審判員（以下、「公認審判員」という）に関する基準を定め、判定が公正かつ公平になされるために必要な知識、技能を習得させ、ひいては競泳競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

第2条（種 別）

公認審判員の種別は、下記の通りとする。

- 1 競泳競技C級公認審判員（以下、「C級審判員」という）
- 2 競泳競技B級公認審判員（以下、「B級審判員」という）
- 3 競泳競技A級公認審判員（以下、「A級審判員」という）

第3条（編 成）

公式・公認競技会の競技役員は、本連盟の公認審判員で編成しなければならない。なお、公認審判員が不足する場合は、競技者の失格判定に直接関与しない役職に限り、公認競技役員または補助役員をもって充てることができる。

第4条（資格審査）

公認審判員の資格審査は、下記のとおりとする。

- 1 公認審判員として必要な競技ならびに競技会運営に関する専門知識、および実務経験の有無について行う。
- 2 加盟団体の推薦を受け、本連盟の競技委員会が行う。
- 3 競技委員会の審査結果は、本連盟資格審査委員会に諮られ、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。
- 4 前項に関わらず、C級審判員の認定については、本連盟の競技委員会に諮られ、適格と認められた者に対し本連盟より資格を与える。

第5条（資格及び申請条件）

- 1 公認審判員の資格および申請条件は、次の各号に掲げる者とする。
 - 1) C級審判員
 - イ) 18歳以上の者（高校生を除く）。
 - ロ) 本連盟の公認競技役員登録を行った者。
 - ハ) 本連盟が定める競泳競技公認審判員講習会を受講し、3日間の実技研修を終了した者。
 - ニ) 加盟団体より推薦を受け、本連盟競技委員会により適格と認められた者。
- 2) B級審判員
 - イ) 本連盟の公認競技役員登録を行った者。
 - ロ) C級審判員資格取得後、実務を4カ年以上継続した者。
 - ハ) 加盟団体より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。
- 3) A級審判員
 - イ) 本連盟の公認競技役員登録を行った者。
 - ロ) B級審判員資格取得後、実務を4カ年以上継続した者。

ハ) 加盟団体ならびに本連盟競技委員会より推薦を受け、本連盟競技委員会からの『課題』に合格し、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。

2 競泳競技公認審判員講習会

講習会の内容について下記に定める。有資格者の更新講習も同様の内容とし、新規資格取得候補者と併せて講習を行うことを可とする。

科 目	内 容	時 間
競泳競技審判 の在り方	競泳競技規則について 競技役員の動き 素養テスト	2 時間

第 6 条（登 録）

本連盟に公認審判員資格を認定された者は、本連盟に公認審判員として登録することができる。

第 7 条（更 新）

公認審判員の登録は、4 カ年を経過するごとに登録の更新をしなければならない。

なお、特別の理由により登録の更新ができなかった場合、申請により、従前の資格またはその下の資格を認定することがある。

第 8 条（研 修）

公認審判員は、自己の資質向上および競泳競技会運営の専門的知識向上のために、本連盟または加盟団体の主催する講習会ならびに公式・公認競技会に参加し、研修に努めなければならない。

なお、4 カ年に 1 回以上、第 5 条 2 の講習会への参加を怠った場合は、資格の更新を行うことができない。

第 9 条（登録料）

公認審判員は、登録に当たって次に定める登録料を、本連盟に納入しなければならない。

C 級審判員 4,000 円

B 級審判員 6,000 円

A 級審判員 8,000 円

第10条（役員証及び役員手帳）

公認審判員は、競技役員の任に当たる際には、公認競技役員証および公認審判員証を携帯しなければならない。また、審判業務の記録として、役員手帳に競技会主催者より証明を受けなければならない。

第 11 条（資格の取消し）

下記の事由に該当する場合は、本連盟資格審査委員会の審議を経て、資格を取り消すことがある。

- 1 審判業務中に特定の選手に有利または不利となるような判定を故意に行うなど、不正行為や倫理違反を行った場合。
- 2 更新登録を特別な事由なく 1 年間以上怠った場合。
- 3 審判講習会を特別な事由なく受講しなかった場合。

第12条（細 則）

本規程施行の為の細部事項は、別に定めることができる。

第13条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 本規定は、2010（平成22）年4月1日から制定・施行する。
- 2 本規程は、2023（令和5）年3月11日より一部改訂施行する。
- 3 本規程は、2024（令和6）年6月8日より一部改定施行する。
- 4 本規程は、2025（令和7）年6月14日より一部改定施行する。